

「学校における働き方改革推進プラン」（案）についての見解

栃木県教職員協議会

11月16日、栃木県公立学校業務改善推進委員会（第3回）において、「学校における働き方改革推進プラン」（案）が示された。

これは、平成29年12月に国が示した、「学校における働き方改革に関する緊急対策」に従うものである。現在、急速な社会の変化によって、学校を取り巻く諸課題が複雑化・困難化しているとともに、子供たちに社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められている背景があり、一方で、教職員の長時間勤務は非常に大きな問題となっている。このような背景から、栃木県教育委員会においては、栃木県公立学校業務改善推進委員会を立ち上げ、本格的に教職員の働き方改革を進めるべく、「学校における働き方改革推進プラン」の策定を進めることになった。従って、このプランについては、真に、学校現場の働き方改革に資するものでなくてはならない。

栃教協では、これまでも、学校現場の厳しい勤務状況を伝えるために、会員の声をまとめ現場の実態としてお知らせしてきた。また、正式に「人的措置」や「業務改善に向けた取組の推進」等について要望をしてきた。その中には、教職員の配置拡充や県内統一の統合型校務支援システムの導入、教職員評価制度における目標設定数等の大幅な負担軽減、教員免許更新制度における県教委主催の講座開設と負担軽減等、教職員の働き方改革につながるものが数多く含まれている。

今回示された「学校における働き方改革推進プラン」（案）では、7月に実施したアンケート調査の結果や国が示す具体的な方策等を踏まえ、取組の方向性として、勤務時間の適正な管理、意識改革、業務改善、部活動指導の負担軽減、学校運営体制の充実の観点から、「教育委員会の支援」と「学校の取組」が示された。また、目標として、「2021年度までに、月の時間外勤務が80時間を超える教員の割合を0%にすること」、「業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した教員の割合を増やす」ことを掲げた。教育委員会の取組として、外部人材や保護者・地域等の協力による学校の業務改善の支援、研修等の統合についての検討、栃木県総合教育センターの研修の一部を教員免許更新制度の認定講習とすることの検討、重複する調査・項目の解消、各種コンクール等の主催者に対する見直し依頼、県立学校の指導要録の電子化や統合型校務支援システムの導入、部活動指導員の任用・配置についての検討、外部人材の活用促進およびスクール・サポート・スタッフ等の導入についての検討、保護者・地域・関係機関への理解と協力依頼、メンタルヘルス対策等が明記され、これまでに栃教協が求めてきた内容が、数多く含まれている。学校においても、業務改善を積極的に進める必要があるが、教育委員会が取り組む内容については、早期に実現させなければならない。また、統合型校務支援システムについては、県立学校だけでなく、各市町教育委員会と連携し市町立小・中・義務教育学校にも導入することが重要である。更に、本来学校に勤務すべき教職員の人的措置については明記されていないが、裏の業務改善を進めるためには、現場の多くの教職員が望んでいる人的措置についての方向性を示さなければ大きな改善にはつながらない。教員の持ち時間数の上限を決めることや、一人職の複数配置基準等の見直しについて検討し、プランに明記する必要がある。

現在の「学校における働き方改革」を実効性のあるものにするため、「学校における働き方改革推進プラン」の策定後、早急に教育委員会の取組を進めることが重要である。更には、真に「学校における働き方改革」を実現するために、教職員の増員等を県教育委員会に強く要望する。